

第 22 期  
大分海区漁業調整委員会

第 26 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 6 年 6 月 12 日(水) 14 時 00 分

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



第22期大分海区漁業調整委員会第26回委員会議事録

1. 開催日時 令和6年6月12日(水) 14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)  
阿部 貴 史  
藤本 昭 夫  
齋藤 信 二  
須川 直 樹  
渡邊 英 敏  
疋田 一 則  
山本 勇  
小野 裕 佳  
濱田 貴 史  
阿部 義 広  
森崎 真 吾  
山尾 和 久  
本庄 新  
  
欠席委員 なし  
  
事務局 大石事務局長、堀事務局次長、中川主幹、野田主査  
  
農林水産部 大屋審議監  
  
漁業管理課 利光主事  
  
水産振興課 堤課長補佐、中島技師  
  
臨席者 なし
4. 議事録署名委員 山本勇委員、阿部貴史委員
5. 協議事項及び審議の結果  
第1号議案 あわび類、うに類の採捕の禁止について  
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第2号議案	知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
審議の結果	異議のない旨答申することにした
第3号議案	知事管理漁獲可能量の設定について
審議の結果	異議のない旨答申することにした
第4号議案	連合会区漁業調整委員会に関係する事前協議への委員派遣について
審議の結果	原案のとおり承認することにした

## 6. 審議概要

事務局長        それではただいまから、第22期大分海区漁業調整委員会第26回委員会を開会いたします。本日の進行をさせていただきます事務局長の大石です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、定員15名中14名の委員さんが出席しておられますが、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立していますことをご報告いたします。

本日は大屋審議監兼漁業管理課長が出席していますので、挨拶をお願いします。

大屋審議監     ( あいさつ )

事務局長        ありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。全漁調連会報を配布しております。ご確認ください。

議案書は、本日もタブレットで用意しております。紙の資料が必要な方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっていますので、以後の議事進行を小野会長にお願いいたします。

議     長        議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思いますが、山本委員と阿部貴史委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

第1号議案の「あわび類・うに類の採捕の禁止について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案の「あわび類、うに類の採捕の禁止について」ご説明します。

大分県漁業協同組合では、あわび類、うに類の漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流を行うとともに、その放流場所を2年間禁漁とする資源管理を実施しています。この取組の実践に係る公的担保措置として、大分県漁業協同組合長から委員会指示の発出の要望があったものです。

3ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しを掲載しています。

「1の禁漁区の設定」をご覧ください。

津久見地区においてうに類、米水津地区においてあわび類の放流場所周辺を2年間禁漁とするため、委員会指示を発出してほしいという要望です。

4ページが委員会指示案でございます。

「漁業法第120条第1項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。」とし、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」と試験研究等については、適用除外しています。

漢数字の一の禁止区域として、1のあわび類は佐伯市米水津地区、2のうに類は津久見市四浦地区です。

漢数字の二の禁止期間は、令和6年9月1日から令和8年8月31日までの2年間としています。

禁止区域の位置を5ページに、その拡大図を6ページに掲載していますのでご確認ください。いずれの地区も従前の委員会指示を継続するものです。

以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。現場は、ブイか何かで目印をしているのでしょうか。

山尾委員 継続して禁漁区にしているの、皆さんにも周知していますし、分かるように目印もあります。

議長 他にご意見ありませんか。無いようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に第2号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。

事務局から説明してください。

事務局長 議案書の7ページをご覧ください。

知事許可漁業のうち、小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を公示する必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

前回の委員会において、今年度公示予定の漁業種類は一括して諮問を受けたところですが、今回は許可の追加要望が出されたことに伴う諮問となります。

8ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

9ページをご覧ください。「1 制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

この制度は、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続きの透明化を図るものです。今回の許可は、新しく許可を創設するもの

ではなく、既存の許可について申請を受け付け、追加で許可できるようにするものです。従って、現行の制限措置のうち②の「許可等をすべき船舶等の数」及び「申請期間」を新たに設定して公示するものです。

ここで、許可の追加の考え方についてご説明します。下の「許可の追加について」をご覧ください。

(1) 新たに設定する「許可等をすべき船舶等の数」についてです。改正漁業法への対応として令和2年12月に初めて制限措置を公示し、「許可等をすべき船舶等の数」を設定しています。この隻数が現在の上限数となっています。上限数までは漁業調整上の問題がないと判断されるため、上限数までは許可が可能です。

(2) 新たに設定する「申請期間」についてです。許可する船舶の数に上限を設けている場合、大分県漁業調整規則第11条第2項の規定に基づき、申請期間を1ヶ月に限定しています。そのため、それ以外の期間は漁業者からの申請を受理できません。従って、許可を行うためには、申請期間の設定が必要となります。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。今回は「小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業」で、杵築地区の漁業者からの要望によるものです。ちなみに当該漁業種類の上限数は107隻で、令和6年5月末時点の許可隻数が96隻ですので、申請期間を設定することで11隻まで許可が可能となります。

次の10ページをご覧ください。大分県漁協から県知事に提出された要望書を掲載しております。杵築地区の漁業者からの要望であることが確認できます。

次の11ページをご覧ください。「3 本件公示の制限措置の内容」です。

「漁業を営む者の資格」に要望のあった杵築地区を含む、番号「2-1-2」が対象の制限措置となります。左から3番目の欄「許可等をすべき船舶の数」は許可の上限数に達する「11隻」とし、それ以外の制限措置については従前のおりです。

14ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。

今回公示する制限措置は、許可する船舶の数に上限を設けているため、申請期間は1ヶ月間に限定され、令和6年6月20日から7

月20日までとなります。申請期間については以上です。

次に、「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第1項及び大分県漁業調整規則第15条第1項の規定に基づき、本日説明した漁業は原則5年間と規定されています。

一方、この期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回は既存の許可の満了日と合わせるため、令和8年5月10日までの約1年10ヶ月に短縮します。これは、既存の許可の満了日に合わせることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切替えが可能となるためです。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

実績が96隻で当該許可の上限数が107隻なので公示を11隻とし、また、有効期間を既存の許可の満了日にあわせるということです。よろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

次に、第3号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。その他の「①知事管理漁獲可能量の追加配分について」と内容が関連しておりますので、一括して事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の15ページをご覧ください。

漁業法第16条第1項の規定に基づき、国から大分県に配分された漁獲可能量を、知事管理漁獲可能量として定めるにあたって、同条第2項の規定に基づき大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

16から17ページには、大分県知事から本委員会あての諮問文の写しを掲載しております。

次に、議案書の26ページをご覧ください。

その他①「知事管理漁獲可能量の追加配分について」です。大分県資源管理方針では、クロマグロについて管理年度途中に国等から漁獲可能量の追加配分があった場合、その都度諮問を行うのではなく、あらかじめ本委員会の意見を聴いて定めた方法により知事管理区分へ配分することができると定められています。今回、国からクロマグロの追加配分があり、本委員会に諮問のうえ策定された「大分県水産資源管理方針における漁獲可能量の追加配分があった場合の追加ルールに関する運用指針」に基づき、県はその全量を知事管理区分へ配分したので報告を受けるものです。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島技師

水産振興課の中島です。

議案書の18ページをご覧ください。知事管理漁獲可能量について説明します。

知事管理漁獲可能量は改正漁業法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。

具体的には、国から各都道府県に配分された特定水産資源、いわゆるTAC管理魚種について、漁業種類等で定めた知事管理区分に配分する数量を設定します。

今回は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までが管理期間であるまさば及びごまさばについて漁獲可能量を設定するものです。

表の下の点線枠内をご覧ください。＜漁獲可能量の設定の考え方＞についてご説明します。

国は、国全体の漁獲量のうち、上位8割を占める県に対しては、

数量を明示して配分を行い、その他の漁獲量の少ない県は現行水準  
とって、漁獲努力量を通じた管理を行っています。

上の「まさば及びごまさば」の表をご覧ください。大分県のまさ  
ば及びごまさばの漁獲可能量ですが、今回は「現行水準」となり、  
目安数量として2,005トンが示されました。

本県で漁獲されるまさば及びごまさばは国全体と比較して僅か  
であることから、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で1つ  
の管理区分とし、国から配分された全量を当該管理区分へ配分する  
こととしています。漁獲努力量の指標はこれまでどおり漁船の隻数  
とします。

その他、参考として19ページには国からの漁獲可能量に関する  
通知を、21ページにはまさば及びごまさばの過去の漁獲実績を、  
22ページには大分県資源管理方針の関連部分の抜粋を、24ペー  
ジには法律の関連部分の抜粋を記載しておりますので、参考にされ  
てください。以上で説明を終わります。

つづいて報告事項の「知事管理漁獲可能量の追加配分について」  
の説明です。

今回、くろまぐろの令和6管理年度について、国から漁獲可能  
量の追加配分がありましたので報告いたします。

18ページ中段、色付きの表の左下「くろまぐろ」の表をご覧  
ください。

追加配分は、小型魚については当初配分3.8トンに対し0.6  
トンの追加、大型魚については当初配分6.4トンに対し0.9ト  
ンの追加となっております。

本県において漁獲されるくろまぐろは、漁業種類別、海域別で数  
量は定めていないため、そのまま追加配分をして漁獲可能量はくろ  
まぐろ（小型魚）は4.4トン、くろまぐろ（大型魚）は7.3ト  
ンとなりました。

参考として27ページには配分ルールの運用指針、28ページに  
は国からのくろまぐろ漁獲可能量の変更通知を掲載しています。以  
上で説明を終わります

議 長 事務局から説明がありました。第3号議案と報告事項①につ  
きましてご意見・ご質問はありませんか。

疋田委員　　くろまぐろの大型魚は何キロからですか。

中島技師　　大型魚が30kg以上、小型魚が30kg未満です。

疋田委員　　わかりました。

議　　長　　他にご意見ありませんか。無いようですので、第3号議案「知事管理漁獲量の設定について」は、原案のとおり異議のない旨知事に答申することでご異議はありませんか。

委員一同　　異議なし。

議　　長　　異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり異議がない旨知事に答申することとし、その他の①「知事管理漁獲可能量の追加配分について」の報告を確認したことといたします。

次に、第4号議案の「連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長　　議案書の25ページにお戻りください。本年度も8月以降に周防灘、伊予灘、豊予連合海区漁業調整委員会が予定されています。

各連合海区漁業調整委員会をスムーズに運営するため、これに関連する事前協議等に委員を派遣したいと考えています。

まず、周防灘関係で、小型底びき網の操業状況等に関する県内漁業者からの聞き取りに渡邊委員を、次に豊予の関係でまき網、はえなわ及び一本釣り漁業の入漁に関する愛媛との事前協議に疋田委員と須川委員を派遣する予定です。

出席される委員の方には報酬及び費用弁償を支給しますが、その根拠として、こういった派遣について委員会規程には記述がありません。

このため、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り会長が定めるといふ委員会規程第15条に基づき、お諮りするもので

す。

なお、記述された方以外に委員派遣が必要になった場合や変更があった場合は、事務局が会長と協議のうえ決定することも合わせてご承認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第4号議案「連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について」は、原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり承認することとします。派遣委員の方はよろしくお願いいたします。

これで本日の議案については全て終了しました。

次に、その他の事項に移ります。その他①「知事管理漁獲可能量の追加配分について」は先ほど審議の中で報告が終わりましたので、その他②の令和6年度第60回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について事務局から報告して下さい。

事務局長 議案書の29ページをご覧ください。5月17日に、令和6年度第60回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が東京で開催され、小野会長が出席しましたので概要を報告します。

31ページをご覧ください。議案につきましては、第1号議案で令和5年度事業報告、収支決算及び剰余金処分案、第2号議案で令和6年度事業計画案、収支予算案が原案どおり承認されています。第3号議案では、中央への要望活動について、要望書案が承認されています。

51ページをご覧ください。今回、新規要望として「1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援」から「8 水上オートバイのマナー周知徹底と組織化」までの8項目が追加されています。また、要望活動については7月に関係省庁で実施される予定です。

す。以上です。

議長 ただいまの報告にご質問はありませんか。今年の大分県からの要望については、九州ブロックに提出して集約した後、全国へ提出されます。何か要望があればあげていただきたいと思います。

これで本日予定していた議案、報告については全て終了しました。他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長 本日の審議誠に疲れ様でした。次回委員会は8月下旬を予定しています。日程については後日連絡させていただきます。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第26回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和6年6月12日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員